

鹿角市公告第181号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見および同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月24日

鹿角市長 笹本 真司

1 意見の対象となった届け出に係る公告

令和8年2月24日鹿角市公告第27号
（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出書）

2 意見の対象となった届け出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ鹿角店
鹿角市花輪字小深田292-1 外

3 法第8条第1項の規定により聴取した意見の概要

- ・騒音に関して、環境基本法における環境基準を超過しないよう留意されたい。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者および当該意見の概要

該当なし

5 法第8条第3項に基づく意見概要の縦覧場所および縦覧期間

縦覧場所 鹿角市役所産業部商工振興課

縦覧期間 令和8年8月25日から令和8年9月24日

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く